

しゃかいふくしほうじん  
社会福祉法人 かがやき

# じゅうようじこうせつめいしょ 重要事項説明書

しせつ じぎょうしょ せつめい りよう あんない か たいせつ しょるい  
この施設、事業所の説明と利用の案内が書かれている大切な書類です。

わからない場合はわかるまで聞いてください。この説明を聞いて、あなたと

けいやく こと ひつよう  
契約する事になりますので、あなたにわかってもらう必要があります。

せいかつかいご  
生活介護かがやき

せいかつかいご  
(生活介護)

りようしゃめい  
利用者名

さま  
様

あなたに対する生活介護サービス提供開始にあたり、障害者の日常生活及び社会生活を

総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づいて当事業所があなたに説明すべき

内容は次のとおりです。

## 1. 事業者の概況

事業者の名称	社会福祉法人 かがやき
法人の所在地	旭川市東8条2丁目3番11号
法人種別	社会福祉法人
事業種別	生活介護
法人代表者氏名	理事長 岩崎 正則
電話番号	0166-22-4000
FAX番号	0166-22-2345
設立年月	平成25年4月1日
法人の基本理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>1、素直な気持ち</li> <li>2、謙虚な気持ち</li> <li>3、感謝の気持ち</li> </ul>

## 2. 利用施設

事業所の種類	生活介護 平成28年9月1日指定
事業所の名称	生活介護かがやき
管理者	大西 里香
事業所の所在地	旭川市大町2条1丁目6番13号
連絡先	電話番号 0166-51-5622 FAX 0166-51-5622

<p>じぎょうしょ うんえい 事業所の運営</p> <p>ほうしん 方針</p>	<p>じぎょうしょ じっし じぎょう りようしゃ じりつ にちじょうせいかつまた 1 この事業所が実施する事業は、利用者が自立した日常生活又は</p> <p>しゃかいせいかつ いとな じょうじかいご よう りようしゃ 社会生活を営むことができるよう、常時介護を要する利用者として</p> <p>しょうがいしゃ にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ そうごうてき しえん 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための</p> <p>ほうりつせこうきそくだい じょう きてい もの たい にゅうよく はい また 法律施行規則第2条の4に規定する者に対して、入浴、排せつ又は</p> <p>しょくじ かいご そうさくてきかつどうまた せいさんかつどう きかい ていきょう た べんぎ 食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を</p> <p>てきせつ こうかてき おこな 適切かつ効果的に行うものとする。</p> <p>じぎょう じっし りようしゃ いしおよ じんかく そんちよう つね 2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に</p> <p>りようしゃ たちば た ていきょう つと 利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。</p> <p>じぎょう じっし ちいき むす つ じゅうし しちょうそん た 3 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の</p> <p>しょうがいふくし じぎょうしゃ た ほけんいりょう およ ふくし 障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービス</p> <p>ていきょう もの れんけい つと を提供する者との連携に努めるものとする。</p> <p>じぎょう じっし ぜん こう ほか かんけいほうれいとう じゅんしゅ 4 事業の実施にあたっては、前3項の他、関係法令等を遵守する。</p>
<p>ていいん 定員</p>	<p>めい 20名</p>
<p>かいせつねんがつび 開設年月日</p>	<p>へいせい ねん がつ にち 平成28年 9月 1日</p>

### 3. サービスの目的・運営方針

<p>もくてき うんえいほうしん 目的と運営方針</p>	<p>しゃかいふくしほうじん かいせつ せいかつかいご い か じぎょうしょ 社会福祉法人かがやきが開設する生活介護かがやき(以下「事業所」という。)</p> <p>おこな しょうがいしゃ にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ そうごうてき しえん ほうりつ が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</p> <p>い か ほう もと していせいかつかいごじぎょう い か じぎょう てきせい (以下「法」という。)に基づく指定生活介護事業(以下「事業」という。)の適正</p> <p>うんえい かくほ じんいんおよ かんりうんえい かん さだ じぎょうしょ な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の</p> <p>じゅうぎょうしゃ しきゅうけつてい う しょうがいしゃ い か りようしゃ たい 従業員が、支給決定を受けた障害者(以下「利用者」という。)に対し、</p> <p>てきせつ していせいかつかいご ていきょう もくてき 適正な指定生活介護を提供することを目的とする。</p>
----------------------------------	--

#### 4. 施設の概要 (生活介護かがやき)

##### (1) 施設

たてもの 建物	こうぞう 構造	かいひらやだ 1階平屋建て (1棟)
	の ゆかめんせき 延べ床面積	189.46㎡
	りようていいん 利用定員	20人

##### (2) 主な設備

きょしつ しゅるい 居室の種類	しつ すう 室数	めん せき 面積	び こう 備考
くんれん さぎょうしつ 訓練・作業室	1 室	19.4畳	
た もく てき しつ 多目的室	1 室	8.4畳	
そう だん しつ 相談室	1 室	4畳	

##### (3) ①職員体制 生活介護事業

しょく しゅ 職種	いん すう 員数	く ぶん 区分				じょうきん 常勤 かんざんご 換算後の しょくいん 職員	し かく 資格
		じょう きん 常勤		ひ じょう きん 非常勤			
		せんじゅう 専従	けんにな 兼任	せんじゅう 専従	けんにな 兼任		
かんりしゃ 管理者	1名		1名			0.5	かいごふくしし 介護福祉士
サービス管理 せきにんしゃ 責任者	1名		1名			0.5	かいごふくしし 介護福祉士
せいかつしえんいん 生活支援員	5名	2名	1名	3名		3.2	かいごしょにんしゃけんしゅう 介護初任者研修
かんごし 看護師	1名	1名		1名	1名	0.1	かんごし 看護師

※ 常勤換算とは・・・

職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を、当事業所における常勤職員の所定

勤務時間数 (例：週40時間) で除した数です。

## 5. 職員の勤務体制

職種	勤務体制
管理職	毎週月～金曜日（8：30～17：30）常勤で勤務
生活支援員	日勤（8：30～17：30） パート①（8：30～16：30） パート②（8：30～13：00）
看護師	週2日（9：00～11：00）

## 6. サービスの概要

### (1) 介護給付費対象サービス

種類	内容
排泄	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の状況に応じて適切な排泄援助を行うとともに、排泄の自立に向けた適切な支援を行います。</li> </ul>
入浴	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の状況に応じて入浴介助を行います。</li> <li>※ご希望の場合は、ご相談ください。1利用200円</li> </ul>
着脱衣	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活のリズムを整え、清潔を保持します。</li> </ul>
整容	<ul style="list-style-type: none"> <li>個性に配慮し適切な整容が行われるよう援助します。</li> </ul>
はみが (歯磨き・洗面含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生面に関しても、適切に援助します。</li> </ul>

<p>にっちゅうかつどう しえん 日中活動の支援</p>	<p>じりつ しえん にちじょうせいかつ じゅうじつ し りようしゃ しんしん じょうきょう ・自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に おう しえん 応じて支援します。</p> <p>りようしゃ にちじょうせいかつ てきせつ しゅうかん かくりつ しゃかい ・利用者が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会 せいかつ てきおうせい たか きかい つう しえん 生活への適応性を高めるようあらゆる機会を通じて支援します。</p> <p>しゃかいけいざいかつどう さんか でき しんしん じょうきょう おう しえん ・社会経済活動に参加出来るようにするため心身の状況に応じて支援 します。</p> <p>りようしゃ じりつ しゃかいせいかつ いとな さぎょうかつどう おこな ・利用者が自立して社会生活を営むことができるよう作業活動を行い ます。</p> <p>せいかつかいごしえん (生活介護支援)</p> <p>かつどうび げつ きんようび つきじつどう にち にち ・活動日：月～金曜日（月実働 20日～23日）</p> <p>じ かん ごぜん じ ふん ごご じ ふん ・時間：午前9時30分から午後3時45分</p> <p>かつどうないよう にちじょうせいかつえんじょ ・活動内容：日常生活援助 など</p>
<p>よ かつどう しえん 余暇活動の支援</p>	<p>せいしんめん あんてい はか しんしん じゅうじつ よろこ え しえん ・精神面の安定が図れ、心身の充実と喜びが得られるよう支援をしま す。</p>
<p>けんこうかんり 健康管理</p>	<p>じょうじ かんごし せいかつしえんいん しんたいじょうきょう はあく しつぺいよぼう けんこう ・常時は看護師、生活支援員により身体状況を把握し疾病予防、健康 かんり つと 管理に努めます。</p> <p>きんきゅうじひつよう りんじおうきゅう てあ おこな しゅじい ・緊急時必要により臨時応急の手当てを行うとともに主治医あるいは きょうりよくいりょうきかん せきにな も ひ つ てきせつ しょち おこな 協力医療機関などに責任を持って引き継ぎ、適切な処置を行います。</p>
<p>そうだんおよ えんじょ 相談及び援助</p>	<p>とうしせつ りようしゃおよ かぞく そうだん せい い も ・当施設は、利用者及びその家族からのいかなる相談についても誠意を持 おう かのう かぎ ひつよう えんじょ おこな つと って応じ、可能な限り必要な援助を行うことに努めます。</p> <p>そうだんまどぐち &lt;相談窓口&gt;</p> <p>かんりしゃ おおにし りか 管理者 大西 里香</p>

(3) 介護給付費対象外サービス

種類	内容	金額
食事 特別な食事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。</li> <li>〈食事時間〉 昼食 (12:00~)</li> <li>・利用者のご希望により特別な食事を提供します。</li> </ul>	昼食代 1食～180円 特別な食 1食～実費
社会生活上の便宜	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当施設では、必要な教養娯楽施設を整えとともに、実りある生活を送るために適宜レクリエーション行事を企画します。</li> <li>・屋外活動、その他日常生活を活発化するためのレクリエーション、作業。</li> <li>・月に数回の行事を企画し、生活にリズムを持たせ充実した生活を援助していきます。</li> <li>・行政機関に対する手続きが必要な場合には、代行し利用者、及び家族に報告いたします。</li> </ul>	実費
創作活動及び生産活動等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・創作的活動及び生産活動を行う上でかかる費用で、負担していただくことが適当であるものにかかる費用をいただきます。</li> </ul>	実費

(4) その他

サービス提供記録の保管	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約の終了後契約書に定める期間保管します。</li> </ul>
サービス提供記録の閲覧	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土、日、祝日を除く、毎日9時から17時。</li> </ul>
サービス提供記録の複写物の交付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複写に際しては、1枚につき10円いただきます。</li> </ul>

(5) サービスの概要

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。なお、「個別支援計画」の写しは利用者へ交付いたします。

ます。

(6) 介護給付費対象サービス内容の料金

介護給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金(厚生労働大臣の定める額)のうち9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付等の給付を市町村から直接受け取る(代理受領する)場合、利用者負担分として、サービス利用料全体の1割の額を事業所にお支払いいただきます。(定率負担または利用者負担額といいます)

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。

障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

7. 利用料

お支払いいただく利用料は次のとおりです。

(1) サービス利用料金

基本的なサービス料金(1日あたり)

A. 生活介護サービス費	厚生労働大臣の定める額
B. 市町村より代理受領する金額	サービス利用料の9割
C. サービス利用にかかる自己負担額	サービス利用料の1割

※ 1. Cについては、別表1に該当する場合、月あたりの自己負担額が軽減される場合があります。

※ 2. Cの生活介護サービス費については、利用者の平均区分、利用定員により変動します。



(2) 対象外のサービス利用料金

以下については、料金を(実費等)をいただきます。

項目	日額
D. 食事(基本的な昼の食事)	180円
E. 日常生活品の購入 (下着などの被服費及び歯ブラシ等の日用品費)	実費
F. おやつ	実費(1日100円程度)
G. 教養娯楽費	実費
H. その他日常生活上必要となる諸費用	実費
I. 入浴にかかわる光熱水費用	200円

※ 1. 7. 利用料に定める「D. 食事」については別表1に該当する場合、月あたりの負担額が軽減される場合があります。

※ 2. 7. 利用料に定める「D. 食事」の日額は昼の1食分です。

※ 3. 食事が不要の場合は、1日前までに申し出てください。申し出があった際には、重要事項説明書7. 利用料に定める「D. 食事」にかかる自己負担額は、食事が不要となった日数分だけいただきません。

※ 4. 給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

※ 5. その他、社会情勢により著しい物価の変動等があった場合には、利用料金を変更する場合があります。

〈別表1〉

① 生活保護・・・生活保護受給世帯

② 低所得1・・・市町村民税非課税であって障がい者または障がい児の保護者の収入が80万円以下であるもの

③ 低所得2・・・市町村民税非課税世帯であるもののうち、②に該当しないもの

### (3) その他

- ・その他受けたサービスの実費

### (4) 利用者負担金の支払い方法

上記利用料金の支払いは、1ヶ月ごとに計算し請求しますので、指定された日までに以下の

方法でお支払いください。

#### 〈支払い方法〉

- ・事前に提出された委任状により利用者の口座から引き落としいたします。
- ・手数料は別途かかります。
- ・当事業所窓口での現金支払いもできます。

## 8. 利用者の記録及び情報の管理等

- ・事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し利用者の求めに応じて

その内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、9:00～17:00です。(土、日を除く)

- ・利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。ただしサービス

提供を行う上での他事業所及び医療機関との連絡調整や、市町村及び関係機関に

情報を

提供を要請された場合は利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報

提供

を致します。

## 9. 苦情申し立て先当施設

とうしせつ 当施設	まどぐちたんとうしゃ かんりしや おおにし りか ・窓口担当者 管理者：大西 里香
りようそうだんまどぐち ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>りようきかん 9:00～17:00 (土、日、年末年始を除く)</li> <li>でんわばんごう 0166-25-1777</li> <li>たんとうしゃ ふざい ばあい じむしょ もう で ・担当者が不在の場合は、事務所まで申し出ください。</li> <li>くじょううけつけばこ せっち りよう ・苦情受付箱を設置していますのでご利用ください。</li> </ul>
あさひかわしやくしよしどうかんさか 旭川市役所指導監査課	<ul style="list-style-type: none"> <li>しよざいち あさひかわし じょうとおり ちょうめ ・所在地 旭川市7条通10丁目</li> <li>でんわばんごう 0166-25-9849</li> </ul>
どう そうだんまどぐち 道の相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>めいしやう ほっかいどうふくしきーびすうんえいてきせいいいんかい ・名称 北海道福祉サービス運営適正委員会</li> <li>しよざいち さっぽろしちゆうおうくきた じょうにし ちょうめ ・所在地 札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2・7</li> <li>でんわばんごう 011-204-6310</li> </ul>

## 10. 協力医療機関

いりようきかん めいしやう 医療機関の名称	あさひかわ びやういん 旭川ペインクリニック病院
いんちやうめい 医院長名	まとば みつあき 的場 光昭
しよざいち 所在地	旭川市4条通17丁目1553番地
でんわばんごう 電話番号	0166-22-2003
しんさつか 診察科	ペインクリニック内科 ないか ますいか ないか ほうしやせんかなど 麻酔科、内科、放射線科等
にゆういんせつび 入院設備	あり

## 1 1. 非常災害時の対策

ひじょうじ たいおう 非常時の対応	べつとさだ しょうぼうけいかく たいおう 別途定める「消防計画」により対応します。			
へいじょうじ くんれん 平常時の訓練	べつとさだ しょうぼうけいかく ねん かい ひるま そうてい ひなん ぼうさい 別途定める「消防計画」にのっとり年 2 回、昼間を想定した非難・防災 くんれん りようしゃ ぼう さんか じっし 訓練を、利用者の方も参加して実施します。			
ぼうさいくんれん 防災訓練	じどうかさいほうちき ・自動火災報知機	なし	ぼうかたびら ・防火扉	なし
	ゆうどうとう ・誘導灯	なし	すぶりんくらすえつび ・スプリンクラー設備	なし
	がすも ほうちき ・ガス漏れ報知器	なし	ひじょうつうほうそうち ・非常通報装置	あり
	ひじょうようでんげん ・非常用電源	なし	しょうかき ・消火器	あり

## 1 2. 当施設ご利用の際に留意していただく事項

しせつないせつび きぐ りよう 施設内設備・器具の利用	しせつない せつび きぐ ほんらい ようほう したが りよう ほん 施設内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反し たご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。 す。			
きつえん いんしゅ 喫煙・飲酒	きつえん かんして き ぼしよ かのう いんしゅ 喫煙に関しては決められた場所でのみ可能です。飲酒はできません。			
きちょうひん かんり 貴重品の管理	きちょうひん りようしゃ せきん かんり 貴重品につきましては、利用者の責任において管理していただきます。 じ こかんり りようしゃ そうだん 自己管理のできない利用者につきましては、ご相談ください。			
しゅうきょうかつどう せいじ 宗教活動・政治 かつどう えいりかつどう 活動・営利活動	りようしゃ しそう しんきょう じゅう た りようしゃ たい しゅうきょうかつどう 利用者の思想、信教は自由ですが他の利用者に対する宗教活動、 せいじかつどう えいりかつどう えんりよ 政治活動および営利活動はご遠慮ください。			

わたし <sup>ほんしょめん</sup> <sup>もと</sup> <sup>しゃかいふくしほうじん</sup> <sup>しよくいん</sup>  
私は、本書面に基<sup>もと</sup>づいて、社会福祉法人かがやきの職員から、

ほんじゅうようじこう <sup>せつめい</sup> <sup>う</sup>  
本重要事項の説明を受けました。

へいせい <sup>ねん</sup> <sup>がつ</sup> <sup>にち</sup>  
平成 年 月 日

りようしゃめい <sup>じゅう</sup> <sup>しょ</sup> <sup>〒</sup>  
利用者名 住 所 〒

し <sup>めい</sup>  
氏 名 ①

りようしゃ <sup>せいねんこうけん</sup> <sup>にん</sup> <sup>とう</sup> <sup>じゅう</sup> <sup>しょ</sup> <sup>〒</sup>  
利用者の成年後見人 等 住 所 〒

し <sup>めい</sup>  
氏 名 ①

ぞく <sup>がら</sup>  
続 柄

とうじぎょうしょ <sup>きま</sup> <sup>たい</sup> <sup>しえん</sup> <sup>さー</sup> <sup>びす</sup> <sup>ていきょう</sup> <sup>じょうき</sup>  
当事業所は、様に対する支援サービスの提供にあたり、上記のとおり

じゅうようじこう <sup>せつめい</sup> <sup>せつめい</sup>  
り重要事項説明について説明いたしました。

へいせい <sup>ねん</sup> <sup>がつ</sup> <sup>にち</sup>  
平成 年 月 日

じ <sup>ぎょう</sup> <sup>しゃ</sup> <sup>じゅう</sup> <sup>しょ</sup> <sup>〒</sup> 070-0028  
事 業 者 住 所 〒070-0028

あさひかわし <sup>ひがし</sup> <sup>じょう</sup> <sup>ちょうめ</sup> <sup>ばん</sup> <sup>ごう</sup>  
旭川市東8条2丁目3番11号

めい <sup>しょう</sup> <sup>しゃかいふくしほうじん</sup>  
名 称 社会福祉法人 かがやき

じ <sup>ぎょう</sup> <sup>しょ</sup> <sup>じゅう</sup> <sup>しょ</sup> <sup>〒</sup> 079-0842  
事 業 所 住 所 〒079-0842

あさひかわし <sup>おおまち</sup> <sup>じょう</sup> <sup>ちょうめ</sup> <sup>ばん</sup> <sup>ごう</sup>  
旭川市大町2条1丁目6番13号

めい <sup>しょう</sup> <sup>せい</sup> <sup>かつ</sup> <sup>かい</sup> <sup>ご</sup>  
名 称 生活介護かがやき

せつ <sup>めい</sup> <sup>しゃ</sup>  
説 明 者 ①

